



# 埼玉県報

第288号  
令和4年(2022年)  
2月22日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(警察・文書課)

### 告示

- 行田都市計画事業施行の周知(道路街路課)
- 越谷都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知(道路街路課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 和光都市計画事業白子三丁目中央土地区画整理事業の事業計画変更(第6回)(市街地整備課)
- 和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の定款の変更(市街地整備課)
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和4年2月22日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則  
埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規  
則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号ア中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月22日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第三十六号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県行田市長野九百四十三番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

行田都市計画画道路事業三・五・十四号常盤通佐間線及び三・六・十三号行田市駅前通北谷線

#### 四 事業施行期間

令和四年二月十六日から令和十三年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県行田市谷郷三丁目、大字谷郷字明神前及び忍一丁目地内

##### ロ 使用の部分

埼玉県行田市大字谷郷字明神前及び忍一丁目地内

## 告示

### 埼玉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成九年建設省告示第二百五号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第三十七号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

平成九年建設省告示第二百五号越谷都市計画道路事業三・三・二十一号南浦和

越谷線

#### 四 事業施行期間

平成九年二月十八日から令和七年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―五四―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字上広瀬西久保千百十八番 外百六十五筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八千百四十九・七六立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―三五―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市中野一丁目二千八百九十八番地、二

二千九百番地、二

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百七十八・五九五立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字吹久原の全部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号

#### 五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

#### 六 変更認可の年月日

令和四年二月二十二日

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字吹久原の全部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号

#### 五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

#### 六 変更の内容

第五条中「和光市水道部」を「和光市水道事業」に変更する。

第五条中「和光市建設部下水道課」を「和光市下水道事業」に変更する。

第十五条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第五十九条第二項中「前項の規定により清算金を分割徴収する場合に付すべき利子は年六％、また、分割交付する場合に付すべき利子は年六％とする。」を「前項の規定により清算金を分割徴収または分割交付する場合に付すべき利子は、法第百三条第四項の規定による公告（換地処分公告）があつた日の翌日における法定利率以内とする。」に変更する。

#### 七 変更認可の年月日

令和四年二月二十二日



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字古谷本郷上組字畑中 九六九番四地先から同市大字古 谷上字蔵根五八三七番一地先ま で</p>		区 間
<p>二・〇〇〇 二四・〇〇〇</p>	<p>三・〇〇〇 一五・〇〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二五六一・〇〇</p>	<p>一一三五・〇〇</p>	延長 (メートル)
<p>国土交通省による入間川右岸古谷樋 管改築工事による。 令和三年二月十二日付け埼玉県川越 県土整備事務所長告示第二号の道路 区域の一部変更である。</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市大字古谷本郷上組字畑中九六九 番四地先から同市大字古谷上字蔵根五 八三七番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年二月二十二日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第五号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長二五六一・〇〇メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告示

## 埼玉県選管告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和四年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地
病院	埼玉医療生活協同組合 皆野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千三十一番地一
病院	埼玉医療生活協同組合 老人保健施設あいの郷	埼玉県羽生市大字桑崎百九十六番地一

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人徳洲会 羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地
病院	医療法人徳洲会 皆野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千三十一番地一
病院	医療法人徳洲会 介護老人保健施設あいの郷	埼玉県羽生市大字桑崎百九十六番地一